



国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakokuho.com/>

《 主 な 掲 載 事 項 》

- *年間保険料領収証について
- *保険料の納入方法について
- *自家調剤における制限事項のお願い
- *年度別医療費・特定健診の状況
- *郵送検診の受診結果について
- *医療費の適正化について
- *事務局からのお知らせ

◎平成30年 年間保険料領収証について 《窓開き封筒（サーモンピンク色）で郵送します。》

平成30年1月～12月の合計額で作成した保険料領収証を、事業主及び従業員ごとに1人1枚発行し、事業主宛の封筒に同封して郵送します。なお、多数の場合には大封筒で郵送します。

12月分保険料の入金が確認でき次第、12月25日（火）順次発送する予定です。

また、この領収証は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

◎薬剤師国保組合の保険料納入方法は下記の3つがあります

①静岡銀行又は、しずおか信用金庫より自動振替 《手数料は組合負担》

毎月20日引落し（休日の場合は翌営業日） ※前日までに残高のご確認をお願いします。

② 郵 便 振 替 《手数料は組合負担》

偶数月の25日までに2ヶ月分をまとめて払込み

③上記①以外の銀行より送金 《手数料は自己負担》

毎月25日までに国保組合指定の静岡銀行又は、ゆうちょ銀行に振込み

※保険料の納入方法として、ゆうちょ銀行からの振り替えをお選びいただけるようになりました。

保険料納付方法の切り替えをご希望される方は、国保組合までご連絡ください。

注) ゆうちょ銀行から自動で引き落とされるものではありません。

毎月振り込み手続きを行っていただく必要がありますのでご了承ください。

◎自家調剤における制限事項についてお願い

静岡県薬剤師国保組合では、医療費の高騰を抑え安定した組合運営にするため、また、医師会及び歯科医師会が自家診療を給付制限しており、医療の一翼を担うものとして、自家調剤請求の一部自粛をお願いしてきておりますが、現在も調剤料・薬学管理料などを請求される事案が見受けられます。何卒、制限の趣旨をご理解願ひ、自粛すべき請求の徹底をお願い致します。

※ 請求できるもの、請求を自粛すべきものの詳細は組合ホームページをご覧ください。

○請求できるもの

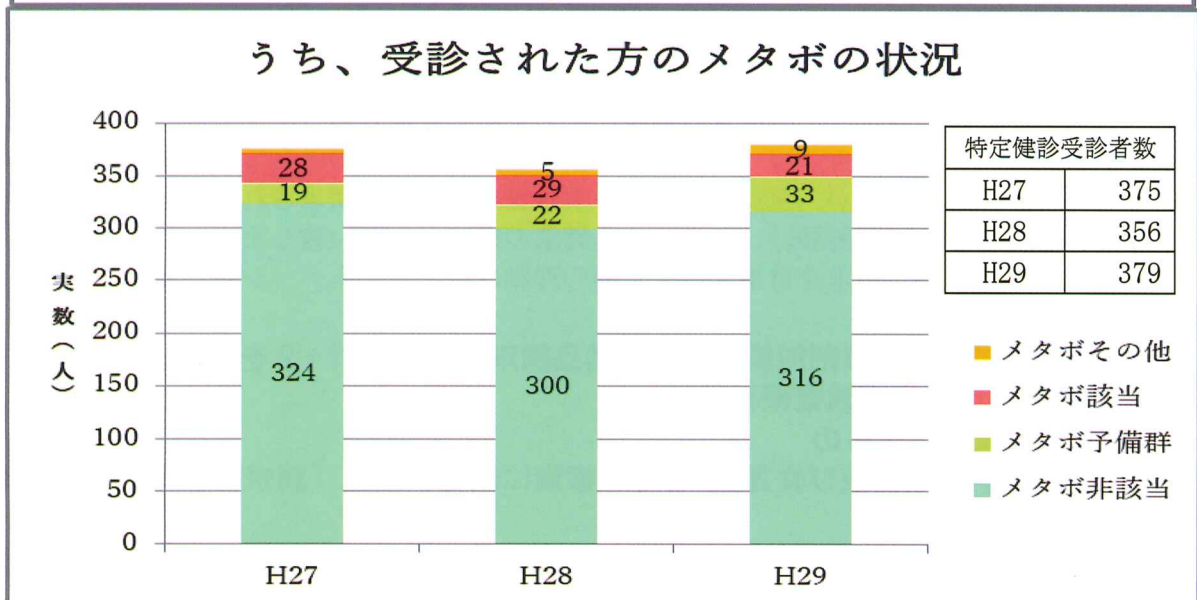
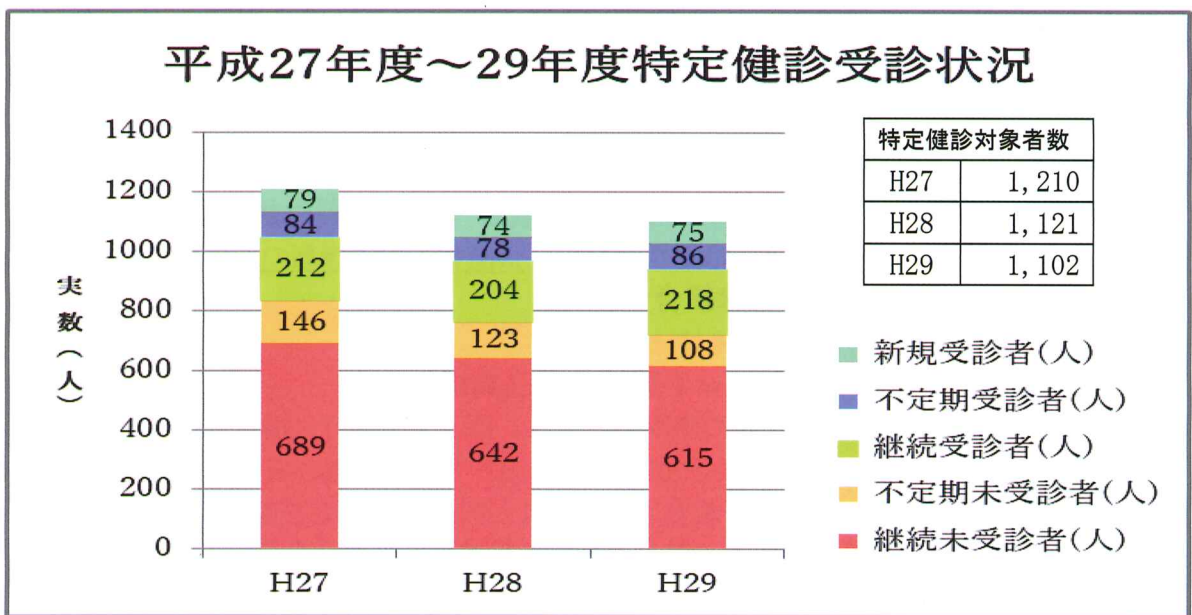
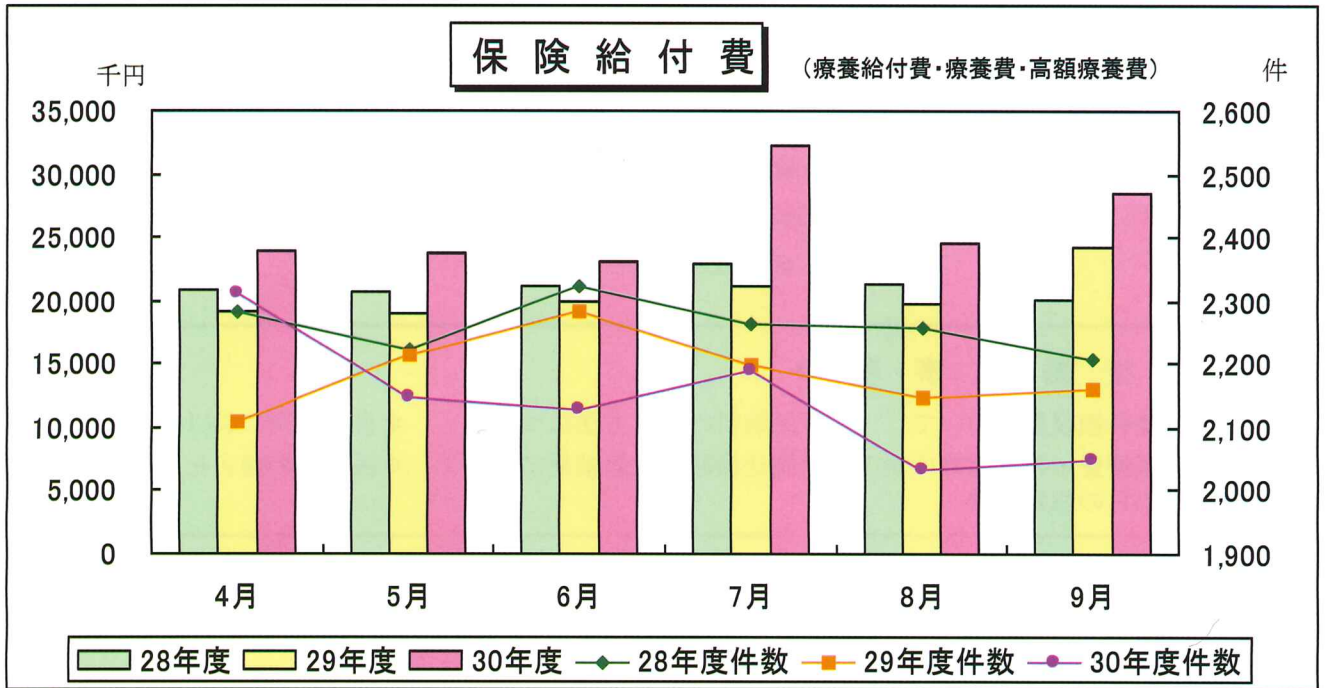
- ・調剤基本料(基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算 1・2を含む)
- ・薬剤料 ・特定保険医療材料料

○請求を自粛すべきもの

- ・当組合員(事業主及び従業員)とその家族に係る、上記「請求できるもの」を除く
 全ての調剤報酬

【平成28年度 第1回理事会(4月20日開催) 議決事項】

年度別医療費(4月～9月診療分)の状況



◆平成30年度「郵送検診」の受診結果 (平成30年9月現在)

※対象：30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、ただし、前立腺がんは40歳以上

検査項目	受診者数	陰性者数	陽性者数	陰性率	陽性率
大腸がん	184	173	11	94.0%	6.0%
胃がん	184	175	9	95.1%	4.9%
ピロリ菌	81	73	8	90.1%	9.9%
子宮頸がん	93	93	0	100.0%	0.0%
前立腺がん	46	46	0	100.0%	0.0%

31年度も「郵送検診」事業を予定しています。積極的にがん検診を受けましょう！！

「国保だより」(平成31年3月号)に同封の「郵送検診申込書」で申し込みを受付いたします。

医療費を意識したことはありますか？

国保組合は、みなさんでお金を出し合う助け合いの制度です。医療費が増えると、これを負担する国保組合の運営が苦しくなることはもちろん、保険料も値上げしなければならなくなります。医療費を意識し、節約することは、みなさんが納めた保険料を有効に活用することになります。一人ひとりが医療費のむだをなくすように心がけましょう。

あなたの医療機関へのかかり方を見直してみよう！

◆上手にお医者さんにかかりましょう

休日・夜間などは医療費が高く設定されているため、安易な理由での時間外受診は控えましょう。また、同じ病気での重複受診は医療費増加だけでなく、重なる検査や処置等により、体にも負担がかかるのでやめましょう。

◆ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬と違い開発費用が少ないため、新薬の3～7割程度の値段で製造・販売できます。厚生労働省から承認を受けている薬であり、新薬と同じ有効成分を使っているため安全性も効き目も立証されています。

柔道整復師の正しいかかり方

最近、柔道整復師（整骨院・接骨院）に健康保険でかかれる方が増えています。

柔道整復師は“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。

診療には健康保険が **使えるもの** と **使えないもの** がありますのでご注意ください。

健康保険が使える場合

- ・ 打撲
- ・ 捻挫
- ・ 挫傷（肉離れ等）
- ・ 骨折・脱臼の応急手当
- ・ 医師の同意がある骨折・脱臼の治療

健康保険が使えない場合(全額自己負担)

- ・ 疲労や肩こり・腰痛・体調不良等
- ・ 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ・ スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

長い間施術を受けても痛みが続く場合は、けがではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、一度医療機関で受診しましょう。



事務局からのお知らせ



◎ 今年度の特定健診は受けられましたか？

40歳以上の特定健診対象の方には30年6月に自宅宛にご案内と受診券を送付しておりますが、お申込み・受診はお済みでしょうか？特定健診は、自覚症状が無い生活習慣病の芽を早期に発見し、予防・改善につなげるための健診です。メタボだけでなく、肝臓病や腎臓病なども発見できます。毎年特定健診を受け、健康状態をチェックしましょう！また、受診券を利用できない医療機関で健康診断・人間ドック等を受診された場合の補助制度もあります。30歳以上の方が対象になるこの制度は、事業者健診への利用もできますので、国保組合までお問い合わせください。

◎ 労働安全衛生法・健康診断について（事業者健診）

労働安全衛生法第66条と労働安全衛生法規則第43条、第44条により、事業所は従業員を雇い入れる時とその後1年以内ごとに1回、定期的に一般の健康診断を実施しなければいけないことになっており、「特定健診」より優先して受診する義務があります。健診結果を提出していただくことで、今回の特定健診を実施する必要はありませんので、国保組合へご連絡願います。

◎ インフルエンザ予防接種補助事業を実施しています

医療機関窓口で受診費用全額を支払い、その後、国保組合に申請することで補助金が支給されます。

≪対象者≫ 65歳未満の全被保険者（65歳以上の方は市区町村で補助するため対象外）

≪補助限度額≫ 組合員1,000円 家族1,000円（年度内1回）

≪申請方法≫ ※事業所単位での申請にご協力ください。

「補助金支給申請書」に※領収書（原本）を添付して申請してください。

注）領収書（原本）は1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

「補助金支給申請書」は、ホームページからもダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

≪申請期間≫ **平成30年10月1日～平成31年2月28日**

◎ 「医療費通知」が医療費控除の申告手続きに使用可能となりました

国保組合より、1年間の間に医療機関で受診された医療費を記載した「医療費通知」を、年4回に分けて送付しています。この「医療費通知」が医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用することができるようになりました。

「医療費通知」は大切に保管しましょう。

※ただし、「医療費通知」に記載されていない医療費分は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

📍 静岡県薬剤師国保組合のホームページについて 📍

組合員皆様の健康のお役に立てるよう、各種ご案内や申請書様式のダウンロード、保険料シミュレータ、お知らせ等を随時公開しております。ぜひご利用ください。



○ ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

📅 国保組合事務所の年末年始のお知らせ 📅

国保組合の業務は12月28日（金）の午前中で終了し、新年1月7日（月）から始めますので宜しく願います。